

退職後の健康保険について

退職後の健康保険については、次のいずれかとなります。
国民健康保険の保険料と任意継続被保険者の保険料を比較していただき、いずれかの制度にご加入ください。



制 度	国民健康保険に加入する	J A千葉健保で任意継続をする	家族の健康保険の被扶養者となる
加入条件	—	退職前の被保険者期間が 2カ月以上	年収 180 万円未満 (60 歳以上) 等
手続期間	退職日の翌日から 14日以内	退職日の翌日から 20日以内	退職日の翌日から5日以内
加入期間	75歳の誕生日前日まで	最長で2年間 (75歳の誕生日前日まで)	75歳の誕生日前日まで
保 険 料	市区町村で異なる	上限月額 33,600円 上限年額 394,749円 ※介護保険料を含む。	※被扶養者が40歳以上65歳未満の場合、介護保険料を徴収する健保組合もあります。
計算の基準	前年の収入等	退職時の標準報酬月額か300千円のどちらか低い方	—
手 続 先	市区町村	J A千葉健保	家族の勤務先

任意継続の加入手続きについて



1. 保険料の確認

退職前に、J A千葉健保へ任意継続の保険料の確認を必ず行ってください。
(事務担当者様経由でも構いません。)
J A千葉健保から送付される「任意継続被保険者になられることについて」より、任意継続の保険料をご確認ください。
※取得手続きを行う時期により、前納払いを選択できない場合があります。
詳細は、J A千葉健保までお問合せください。



2. 退 職

在職時の健康保険証は退職日当日まで使用できます。
退職後は、速やかに健康保険証を事業所担当者へ返却してください。



3. 任意継続資格取得申請(退職日の翌日以降)

退職日の翌日から、**20日以内**に手続きを行ってください。
保険料については、「任意継続被保険者になられることについて」をご確認いただき、**おつりの無いよう、1円単位まで正確な金額**を納付してください。
月納を選択いただく場合で、退職日の翌日から月がまたがる場合は、**2カ月分の保険料**をご用意ください。
次のいずれかの方法で手続きを行ってください。



① J A千葉健保窓口で手続きする場合

保険料および資格取得申請書、「任意継続被保険者の手続きについて(同意書)」を持参する。
※スムーズな手続きのため、申請書等は事前にご記入のうえ、ご持参ください。
なお、農業会館内にATMはありませんので、ご注意ください。

② 現金書留(郵送)による手続き

現金書留封筒にて保険料および資格取得申請書・「任意継続被保険者の手続きについて(同意書)」をJ A千葉健保へ送付する。
※郵送前に保険料額に誤りがないか必ずご確認ください。
※普通封筒ではなく、必ず現金書留封筒にてお手続きください。



4. 保険証の発行

窓口手続きの場合は、約10分程度で保険証を発行いたします。
現金書留(郵送)の場合は、申請書、保険料額の確認後、速やかに保険証を発行し、ご自宅あて送付いたします。

年度上期～下期の場合

任意継続被保険者になられることについて

記号・番号 (●●● - ●●●●)

農協 太郎 様

あなたが退職後、引き続いて当組合の被保険者として任意継続されますと、これまでの強制加入とは様々な面で異なっており、加入期間中被保険者の権利と義務はすべてあなたが行使することになります。下記の要領は、任意継続されるうえで大変重要ですので十分ご理解ください。

なお、任意継続される場合は、退職日の翌日から20日以内に手続きを行 **退職日の翌日から最長2年間**

記

- 1. あなたが加入できる期間 令和3年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
- 2. あなたが納める保険料

納付方法については(1)毎月払または(2)前納払(A:半年 or B:一年)を選択してください。

		健康保険料額		介護保険料額		合計納付保険料額 (健康保険料+介護保険料)	納付期限
(1)	毎月払	初回納付	28,500 円	初回納付	5,100 円	33,600 円	令和3年4月1日 20日
		次回月納	28,500 円	次回月納	5,100 円	33,600 円	毎月 20日
(2)	A	令和3年4月1日 から 令和3年9月30日 まで	169,611 円	令和3年4月1日 から 令和3年9月30日 まで	30,351 円	199,962 円	令和3年9月30日 20日
		令和3年10月1日 から 令和4年3月31日 まで	169,058 円	令和3年10月1日 から 令和4年3月31日 まで	30,252 円	199,310 円	令和3年3月31日 30日
	B	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	335,928 円	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	60,114 円	396,042 円	令和3年3月31日 20日

上期と下期の保険料額を間違わないよう、ご注意ください。

- 3. 保険料

毎月納付の金額	資格	半期前納の金額 (初月分含む)	年度分前納の金額 (初月分含む)	500,000 円
	口・当組			300,000 円

*平均標準報酬月額は、毎年9月末現在の金額が翌年4月から適用されます。

健康保険料 (標準報酬月額×14.1%)のうち低い額) × 95.000 /1000
 介護保険料 (標準報酬月額×料率) (イ.またはロ.のうち低い額) × 17.000 /1000

あなたの場合、標準報酬月額は (300,000 円) で計算されます。

保険料の前納制度

保険料を前納されると、年利4分の割引がされます。前納は4月分から9月分、又は10月分から翌年3月分迄の半年毎もしくは、4月分から翌年3月分迄の1年分を3月末か、又は9月末日までに納付するものです。

*取得手続きを済ませた後、初回の納付方法は「初回保険料の支払方法」とおりとなります。次回分の納付について、納付書を発行しますので、JA千葉健保口座への入金となります。

- 4. 保険料を納める期限・・・ 毎月10日迄にJA千葉健保の口座にご入金ください。(毎月払いの場合)

初回保険料の納付期限

毎月払い：退職日の翌日から20日以内もしくは退職日の翌日が属する月の翌月10日のいずれか早い日
 前納払い：退職日の翌日から20日以内もしくは退職日の翌日が属する月の当月末日のいずれか早い日

*納付期限が土・日・祝祭日に該当する場合は、翌営業日が納付期限となります。
 *任意継続は、強制加入とは異なり、文字通り任意加入の制度であることから、保険料の納付の無い場合は、納入期限翌日より資格喪失となりますので十分注意してください。

- 5. 初回保険料の支払方法(次の①もしくは②いずれかをご選択ください。)

- ① JA千葉健保口座への納付(現金書留)
 - ② 現金書留(郵送での手続きの場合は、現金書留にて、以下①から③をご送付ください。)
- *毎月払い(次月分) ①資格取得申請書

- 6. 資格を喪失
 - (1)任意継続
 - (3)船員保険
 - (5)任意継続
 - (7)任意脱退
 ②任意継続被保険者の手続きについて(同意書)
 ③保険料(1円単位まで正確な金額)
 ※初回の手続きにおいては、保険料の振込はできません。
 ※初回の保険料納付につきましては、JA千葉健保窓口での現金納付か、現金書留による納付かいずれかをご選択ください。

- 7. その他
 - ・住所や口座を
 - ・任意継続被保険者になられると、記号・番号が変わりますので、現在文書中の区原機関にご連絡願います。
 ※毎月納付希望で、退職日の翌日から、月がまたがる場合は、2カ月分の保険料をご用意ください。

任意継続被保険者になられることについて

記号・番号 (●●● - ●●●●)

農協 太郎 様

あなたが退職後、引き続いて当組合の被保険者として任意継続されますと、これまでの強制加入とは様々な面で異なっており、加入期間中被保険者の権利と義務はすべてあなたが行使用することになります。下記の要領は、任意継続されるうえで大変重要ですので十分ご理解ください。

なお、任意継続される場合は、退職日の翌日から20日以内に手続きを行

退職日の翌日から最長2年間

記

- あなたが加入できる期間 令和3年9月1日 から 令和5年8月31日 まで
- あなたが納める保険料

納付方法については(1)毎月払または(2)前納払(A:半年 or B:一年)を選択してください。

		健康保険料額		介護保険料額		合計納付保険料額 (健康保険料+介護保険料)	納付期限
(1)	毎月払	初回納付	28,500 円	初回納付	5,100 円	33,600 円	令和3年9月21日
		次回月納	28,500 円	次回月納	5,100 円	33,600 円	毎月10日頃
(2)	前納払	A 令和3年9月1日 から 令和4年3月31日 まで	197,558 円	令和3年9月1日 から 令和4年3月31日 まで	35,352 円	232,910 円	令和3年9月21日
		B 令和3年9月1日 から 令和4年3月31日 まで	197,558 円	令和3年9月1日 から 令和4年3月31日 まで	35,352 円	232,910 円	令和3年9月21日

- 保険料

毎月納付の金額	資格	半年前納の金額	月額	年度分前納の金額	月額
	口・当組	(初月分含む)		(初月分含む)	
			500,000 円		300,000 円

*平均標準報酬月額は、毎年9月末現在の金額が翌年4月から適用されます。

健康保険料 (標準報酬月額 × 料率) (イ. またはロ. のうち低い額) × 95.000 / 1000
 介護保険料 (標準報酬月額 × 料率) (イ. またはロ. のうち低い額) × 17.000 / 1000

あなたの場合、標準報酬月額は (**300,000** 円) で計算されます。

保険料の前納制度

保険料を前納されると、年利4分の割引がされます。前納は4月分から9月分、又は10月分から翌年3月分迄の半年毎もしくは、4月分から翌年3月分迄の1年分を3月末か、又は9月末日までに納付するものです。ただし、資格取得月の割引はありません。

*取得手続き
お問合せく

初回の納付方法は「初回保険料の支払方法」とおりとなります。次回分の納付について、納付書を発行しますので、JA千葉健保口座への入金となります。

- 保険料を納める期限・・・毎月10日迄にJA千葉健保の口座にご入金ください。(毎月払いの場合)

初回保険料の納付期限

毎月払い：退職日の翌日から20日以内もしくは退職日の翌日が属する月の翌月10日のいずれか早い日
 前納払い：退職日の翌日から20日以内もしくは退職日の翌日が属する月の当々月末日のいずれか早い日

*納付期限が土・日・祝祭日に該当する場合は、翌営業日が納付期限となります。
 *任意継続は、強制加入とは異なり、文字通り任意加入の制度であることから、保険料の納付の無い場合は、納入期限翌日より資格喪失となりますので十分注意してください。

- 初回保険料の支払方法(次の①もしくは②いずれかをご選択ください。)

- JA千葉健保
 - 現金書留(郵送)
- *毎月払い希望
(次月分の納)

郵送での手続きの場合は、現金書留にて、以下①から③をご送付ください。

- 資格取得申請書
- 任意継続被保険者の手続きについて(同意書)
- 保険料(1円単位まで正確な金額)

- 資格を喪失する
- 任意継続被
 - 船員保険の
 - 任意継続被
 - 任意脱退の

*初回の手続きにおいては、保険料の振込はできません。

*初回の保険料納付につきましては、JA千葉健保窓口での現金納付か、現金書留による納付かいずれかをご選択ください。

*毎月納付希望で、退職日の翌日から、**月がまたがる場合は、2カ月分の保険料**をご用意ください。

- その他

・住所や口座を変更
 ・任意継続被保険者になられると、記号・番号が変わりますので、現在受診中の医療機関にご連絡願います。

記入例

常務理事	事務長	部長	課長	合議	係

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

		申請日	令和 5 年 4 月 1 日													
勤務していた時に使用していた被保険者証	記号	1	2	3	番号	4	5	6	7	生年月日	昭和 平成	〇〇年	〇月	〇日		
(フリガナ)	ノキョウ タロウ									年齢	60 歳	性別	<input checked="" type="radio"/> 男	<input type="radio"/> 女		
氏名	農協 太郎									電話番号	(自宅) 043 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (携帯) 090 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇					
住所	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 千葉県〇〇市〇〇1-1-1									喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 5 年 4 月 1 日					
退職時の所属事業所	JA〇〇															
初回保険料の納付方法	※希望する納付方法に <input checked="" type="checkbox"/> 印をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 毎月納付 <input type="checkbox"/> 半期前納 <input checked="" type="checkbox"/> 年度分前納															
初回保険料の支払方法	※希望する支払方法に <input checked="" type="checkbox"/> 印をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 健保窓口現金 <input checked="" type="checkbox"/> 現金書留 事前に必ず、保険料額に誤りがないかご確認ください。															
健保組合からの給付金振込口座	農協又は銀行名			支店(支所・出張所)名			口座区分			口座番号						
	JA 〇〇 銀行			〇〇			普当・()			1	2	3	4	5	6	7
被扶養者でない配偶者を有する場合、その年間収入	万円			※任意継続被保険者の資格取得日に該当する被扶養者のみを記入してください。 ※被扶養者でない配偶者が被保険者よりも収入が多い場合は、これまで認定していた被扶養者について、認定できない場合があります。												
被扶養者の氏名		生年月日			年齢	性別	続柄	同居別居	年間収入							
フリガナ	ノキョウ	ハナコ	昭和 平成 令和			〇〇年	〇〇月	〇日	58 歳	男 女	妻	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	パート・アルバイト・年金・不動産・その他 () 1,200,000 円			
フリガナ	ノキョウ	ジロウ	昭和 平成 令和			〇〇年	〇月	〇〇日	19 歳	男 女	長男	<input type="radio"/> 同居 <input checked="" type="radio"/> 別居	パート・アルバイト・年金・不動産・その他 (大学生、仕送り月8万円) 600,000 円			
フリガナ			昭和 平成 令和			年	月	日	歳	男 女		<input type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	パート・アルバイト・年金・不動産・その他 () 円			
フリガナ			昭和 平成 令和			年	月	日	歳	男 女		<input type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	パート・アルバイト・年金・不動産・その他 () 円			
フリガナ			昭和 平成 令和			年	月	日	歳	男 女		<input type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	パート・アルバイト・年金・不動産・その他 () 円			

※退職後20日以内にJA千葉健保へ申請してください。20日を経過した場合は、天変地異・通信不能等の特別な理由が無い限り受理できません。
 ※被保険者の資格期間は、最長で2年間です。
 ※別紙「任意継続被保険者の手続きについて(同意書)」をこの申請書と一緒に提出(郵送可)ください。

健保記入欄	記号	6	0	5	従前の資格喪失年月日	年	月	日	資格喪失時標準報酬月額	千円
	番号				任意継続資格取得年月日	年	月	日	任意継続適用標準報酬月額	千円
	保険料納付方法	<input type="checkbox"/> 毎月納付 <input type="checkbox"/> 半期納付 <input type="checkbox"/> 年度分前納		保険料納付額	円	保険料入金日	/ 入金			

受付日付印 確認済印